

整理番号	20-12	事務事業名	児童福祉施設入所措置事業	作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線789	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	八町史郎	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	20年代		根拠法令等	児童福祉法第22条・北広島市入院助産条例/児童福祉法第23条				
〃終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に対する助産の実施。保護や援助を必要とする配偶者のない女子またはこれに準ずる女子であってその者の監護する児童の福祉に欠ける場合母子生活支援施設に保護、自立更正を図る。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	児童福祉	(第3節)
	施策	子育て支援の充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子である保護者と、児童の福祉に欠ける児童	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	助産の実施を希望する者からの申込みにより、助産施設の出産と援助と母子の保護。配偶者のない女子またはこれに準ずる女子である保護者と児童の福祉に欠ける児童を母子生活支援施設で保護し、自立更正を支援し、母子家庭の生活の安定と向上を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	助産施設において助産の実施 H14-2名援助 H15-5名援助 H16-1名援助 母子生活支援施設の入所保護 H15-1名入所 H16-1名援助
		17年度	同上

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	415	57	497	497
	道支出金	207	28	248	248
	地方債				
	その他特財	124	156	124	124
	一般財源	333	33	251	251
	合計	1,079	208	1,120	1,120
人件費(概算)	人数(年間)	0.03	0.03	0.03	0.03
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	270	270	270	270
総事業費 +		1,349	478	1,390	1,390

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	援助した妊産婦数 (人)	5	1	4	4
	申請母子家庭数 (人)	1	1		
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	出生した児童数 (人)	5	1	4	4
	入所した母子家庭数 (人)				
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1措置当たりコスト (円) (総事業費÷措置数)	269,800	478,000	347,500	347,500

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	児童福祉法の規定による助産・母子保護は、近年の景気低迷や未婚の母の増加等による生活困窮者の助産や社会的問題でもあり当市でも相談が増加しているDVについて、行き場のない母子が緊急避難後、自立更正を図る生活の場を提供する母子支援対策として有効
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律(児童福祉法)の規定により民間(市民・企業)等には該当しない事業	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	児童福祉法規定業務(生活困窮者に対する助産・援助を必要とする母子保護は児童福祉母子福祉の観点から必要)	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	助産施設・母子生活支援施設ともに市内にないため、近隣市指定児童福祉施設(助産施設/母子生活支援施設)を活用	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	生活保護・非課税世帯等に応じた、国児童福祉施設費用負担徴収規則による	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	生活困窮者助産・母子生活支援施設の母子保護とともに、援助を必要とする児童の福祉の増進に役立つ	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	費用については直接的な出産経費・施設入所経費である	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	景気の低迷、離婚や未婚出産による母子世帯の増加、DV対応等潜在的利用者は多く、利用増加が見込まれる。本事業は児童福祉法に規定する事業制度であり、継続実施していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり